

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：宍粟市簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和27年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	宍粟市	職員数※（H19. 4. 1現在）	13
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	266円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	5,843
累積欠損金（百万円）	-	利益剰余金又は積立金（百万円）	92
不良債務（百万円）	-	財政力指数※	0.365
資金不足比率（%）	-	実質公債費比率※（%）	19.7（H19）
		経常収支比率※（%）	98.4（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：山崎町、一宮町、波賀町、千種町] 山崎町簡易水道特別会計、一宮町簡易水道特別会計、波賀町簡易水道特別会計、千種町簡易水道特別会計を統合し、宍粟市簡易水道特別会計とした。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	宍粟市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	宍粟市長 白谷敏明
既存計画との関係	宍粟市行革大綱推進計画（H18～H22）
公表の方法等	市公式ホームページ、市広報誌、議会（産業建設常任委員会への報告）
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で、良質な水道水の安定供給と使用の推進 ・企業としての安定経営の確率 ・水道事業の計画的効果的な整備

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	25	194	16	235
	補償金免除額	3	28	1	32
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債（簡易水道事業）	24,803	194,186	15,686	234,675
合 計 (A)		24,803	194,186	15,686	234,675
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		24,803	194,186	15,686	234,675

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>給水区域内面積2,304haを給水可能とするため、浄水場17箇所、配水池47箇所の施設を配置し、導送配水管延長も324kmを設置しているの で、イニシャルコスト、ランニングコストともに高くなっている。 そのような中においても、料金設定については、合併前の旧町毎の従 来の料金を適用しているの、水道使用料については大きな差が生じて いる。 一般会計からの繰入金が無ければ、運営できない状況である。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 料金の見直し 水道未普及地区の施設整備が完了する、22年度から料金改定をする 必要がある。 同時に、旧町毎に設定されている水道料金を統一する必要がある。 (料金統一については、H22を初年度に以後数年で段階的な統一を検 討する。)</p> <p>課 題 ② 加入促進 水道未加入者の加入を促す、特に水道施設整備が完了する地区を重点 的に進める必要がある。</p> <p>課 題 ③ 人件費の削減 専門技術が必要となる運転管理業務について民間への業務委託を行い人件費を削減 する必要がある。</p> <p>課 題 ④ 維持管理費の削減 施設維持管理に関しては、電力料金、薬品費等の固定経費であり生産水量と連動し て変化するものであり、大幅な費用の削減は困難であるが、専門技術が必要となる運 転管理業務について民間への業務委託を実施しているが一括契約や複数年契約を考慮 して経費削減をする必要がある。</p> <p>課 題 ⑤</p>
留 意 事 項	<p>簡易水道の統合 市内に1上水、12簡易水道、3専用水道、1特設水道が存在する。現在 は上水道が公営企業会計、簡易水道が特別会計で運営しているが、「簡 易水道に対する国庫補助制度の見直し」による「特定簡易水道」に該当 する簡易水道であるため、将来全市を上水道区域とした経営を考査する 必要がある。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等につ
いて経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維
持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体
が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識す
る理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記
載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率*	(%)	68.2	71.6	64.2	62.7	66.6	44.6	44.2	64.0	67.0	65.1	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	82.0	88.3	80.2	77.4	83.4	73.1	60.7	80.2	76.2	74.1	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	37.3	35.4	38.1	36.8	37.6	35.9	37.0	36.9	34.8	33.5
	うち基準内繰入金	(%)	36.4	35.0	36.9	36.2	37.4	35.9	36.0	36.9	34.8	33.5
	うち基準外繰入金	(%)	0.9	0.4	1.2	0.6	0.2	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	33.1	48.7	30.8	10.7	17.5	18.3	14.3	21.5	28.8	85.7
	うち基準内繰入金	(%)	25.6	26.6	24.3	7.9	11.2	10.0	10.0	21.0	28.8	85.7
	うち基準外繰入金	(%)	7.5	22.1	6.4	2.8	6.4	8.3	4.4	0.5	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	簡易水道料金の統一と上水道も含めた『市内同一水道料金』を考慮する。 平成22年度からの料金改定により(22年度41百万円・23年度65百万円)収入増加を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	平成22年度に料金改定を実施することにより、基準内繰入(元利償還金の内、簡水債1/2と過疎債70%と辺地債80%)の繰入で運営できる見込み。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成20年度～平成22年度の3カ年計画で波賀簡水の2次拡張を補助工事で実施予定 浄水場配水管等工事費約9億を予定している。財源として、国庫補助金と起債で対応する。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	経費のなかで大きなウエイトを占める人件費であるが、ハード事業の完了に合わせて平成21年度より3名減を見込むことができる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	「宍粟市定員適正化計画」を平成17年度に策定し、組織の簡素化、運営の効率化を進め職員数の削減を進めている。当計画により計画当初の職員総数(H17.4.1合併時861人)を平成22年4月1日の職員総数を802803人に設定し、計画的な職員数の削減に努めている。(対17比較△59人【△6.8%】、H19.4.1現在 職員総数822人) また、今後も採用調整等により目標数値まで削減に努め、22年以降については「宍粟市定員適正化計画」を更新し、更なる計画的な職員数の削減に努める。簡易水道事業の状況は、千種簡易水道整備事業実施に伴い平成17年度14人をピークに事業完了後の平成21年度は10名に削減し、平成23年度以降の職員数は9人を目標としている。【対H17年度比 △35.7%】
○ 給与のあり方	宍粟市行政改革大綱に基づき、各種手当の総点検を行い、特殊勤務手当のうち業務の特殊性の認められにくい手当については、廃止するものとし、給料表についても人事院勧告に基づき適正な運用に努めていく。 課題③
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月より、国家公務員の給与構造改革による給与構造の見直しを行い、新給料表を導入することにより、一般行政職給料表で平均△4.8%の削減を図った。また、地域手当については、平成17年度まで調整手当(5%)を支給していたが、給与構造改革を踏まえ、当市が無支給地であることから平成18年度より廃止し、給与削減を図っている。 課題③
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員の給与についての情報公開については、市ホームページにおいて他団体や民間との比較を行うなど積極的に行っている。また、今年度末を目標として「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定し、策定したいホームページ等において公表に取り組む。 課題③
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については、平成17年度より廃止しており適正な運用に努めている。定員適正化計画に基づく人員削減により人件費圧縮を図るため、広く勸奨退職者を募集している。この応募者数を増加させるため勸奨退職者に特別昇給措置を行っているが、平成18年度から3か年の特例措置と考えており、平成21年度からは廃止する。
◇ 福利厚生事業のあり方	共済制度(健康保険・年金)は、県の市町村職員共済組合等に加入しており、また、互助制度については県の町村職員互助会へ加入することで対応しており、事業主負担割合についても平成17年度に県において見直しを行い適正な運営に努めている。 課題③
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	一般競争入札を導入し、より一層の企業努力を期待するほか、下水道工事と同時発注するなど請負率の低下を図っている。また、市全体の公共工事調整会議を活用し、共同施工等経費節減を図っている。(建設改良費を含めた、物件費の10%削減を図る) 料金収入対して、2.32%の未収金が発生していたため、毎年10%との未集金削減を目標に、個別訪問を実施して納付を促進を実施して、悪質な利用者については、給水停止措置を講じることにより未収金の徴収に勤める。 課題④ 水道未加入者に水道加入を促し、給水人口を上がることで、水道使用量の増加を図り水道料金収入の増に努めていく。 特に、水道施設整備が完了する地区を重点的に、加入促進を実施する。 課題②
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	水道事業の維持管理及び運営は、本来水道事業者自らが行う業務であるが、浄水場の運転管理など専門的技術が必要な部署に水道プロパー職員が配置されてないため技術の継承が図れていない現状である。適正な維持管理及び運営を行うためには、積極的な維持管理の民間委託を推進し、民間が有する技術力、経営ノウハウを有効に活用し、その相乗効果により業務の効果、効率性、需要者の満足度を高めていくものとする。 なお、浄水場の施設管理については、平成18年度より全て民間業者への委託を行っているが、千種簡水整備の完成する20年度からは複数年契約を実施検討して経費軽減を図る。(5百万円/年) また、検針業務についても個人への委託から料金の回収を含めた形での民間業者委託を検討する。 課題④

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあって は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	合併前の旧町毎に水道料金が設定しており、水道料金収入と一般会計からの基準内繰入金だけでは、水道経営ができない為、一般会計からの基準外繰入金により経営できている状況である。水道料金収入と一般会計からの基準内繰入金により水道経営ができるように水道経営審議会等で適切な料金を検討している。(平成22年度より料金改定予定) 課題①
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開	市公式ホームページや市広報紙を有効に活用し、わかり易い決算状況等の公表に努める。(毎年6、11月広報誌及びHPにて決算状況等を公開)
○ 行政評価の導入	行政評価については、全ての部・局を対象に平成18年度事務事業評価の試行実施をした。平成19年度は、補助金等事務事業を対象に事務事業評価を実施している。今後は、必要性、公平性、有効性、効率性、経済性の視点から現行の事務事業を見直し、更なる事務事業の効率化及び休止・廃止を踏まえた必要性について検討をする。
5 その他	平成23年7月24日に終了するアナログTV放送に対応すべく市で進めている、デジタルTVに対応した光ファイバー網整備により構築される回線を有効に利用して、現在NTT回線を利用することにより発生している通信費を削減する。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>IV-1 定員適正化計画により、職員総数の適正化のため平成18年に1名、平成21年度に3名、平成23年度に1名の人員削減を図る。 また、平成18年度4月より、国家公務員の給与構造改革による給与構造の見直しを行い、新給料表を導入することにより、一般職給料表で平均△4.8%の削減を図った。地域手当については、平成17年度まで調整手当（5%）を支給していたが、給与構造改革を踏まえ平成18年度より廃止した。さらに、県内旅費の日当の廃止や時間外勤務の抑制に努め人件費総額の削減に取り組んでいる。 職員給与改善 67.1百万円</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>IV-2 一般競争入札を導入し、より一層の企業努力を期待するほか、下水道工事と同時発注するなど請負率の低下を図っている。また、市全体の公共工事調整会議を活用し、共同施工等経費節減を図っている。 適切な投資と費用負担を考えて水道経営をする。</p>
	<p>IV-2 水道事業の維持管理及び運営は、本来水道事業者自らが行う業務であるが、浄水場の運転管理など専門的技術が必要な部署に水道プロパー職員が配置されてないため技術の継承が図れていない現状である。適正な維持管理及び運営を行うためには、積極的な維持管理の民間委託を推進し、民間が有する技術力、経営ノウハウを有効に活用し、その相乗効果により業務の効果、効率性、需要者の満足度を高めていくものとする。 なお、浄水場の施設管理については、平成18年度より全て民間業者への委託を行っているが、一括契約や複数年契約の実施により経費削減を図る。また、検針業務についても個人への委託から料金の回収を含めた形での民間業者委託を検討している。 維持管理費改善 20百万円</p>
	<p>IV-2 水道未加入者に水道加入を促し、給水人口を上げることで、水道使用量の増加を図り水道料金収入の増に努めていく。 特に、水道施設整備が完了する地区を重点的に、加入促進を実施する。 加入促進効果額 42百万円</p>
	<p>IV-3 合併前の旧町毎に水道料金が設定しており、水道料金収入と一般会計からの基準内繰入金だけでは、水道経営ができない為、一般会計からの基準外繰入金によりやっと経営できている状況である。水道料金収入と一般会計からの基準内繰入金により水道経営ができるように水道経営審議会等で適切な料金を検討している。（水道未普及地区の施設整備が完了する、H22年度から料金改定予定） 料金改定改善額 106百万円</p>
	<p>IV-3 平成18年度決算の料金収入対して、2.32%の未収金が発生していたため、毎年10%の未集金削減を目標に、個別訪問を実施して納付を促進を実施して、悪質な利用者については、給水停止措置を講じることにより未収金の徴収に努める。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>IV-3 経営の効率化と料金改定により財源を確保して、基準外繰入の抑制を図る。 料金改定改善額 106百万円</p>
4 その他	<p>IV-5 平成23年7月24日に終了するアナログTV放送に対応すべく市で進めている、デジタルTVに対応した光ファイバー網整備により構築される回線を有効に利用して、現在NTT回線を利用することにより発生している通信費の削減を図る。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。